

談合疑惑を質問

参考（以下は中日新聞 09 年 7 月 10 日付より）

談合情報通りの建設業者が落札

甲良町「適正な入札」

甲良町発注の社会福祉施設建設工事の指名競争入札が 9 日行われ、県警記者クラブに 8 日寄せられた匿名の談合情報で名指しされた同町の建設業者が落札した。

町は 9 日、入札前に指名業者 11 社に談合の有無について問いただしたが、いずれも談合を否定したことや、寄せられた情報に談合の日時や落札価格などがなかったことなどを理由に予定通り入札を実施した。

町によると建設工事の入札予定価格は 1 億 7800 万円だったが、名指しされた業者は 1 億 5164 万円で落札。落札額と最低制限価格は同額ではなかった。町は「失格した業者もいるので適正な入札だ」としている。

西澤議員は新聞テレビで報道された甲良町下之郷地先に建設予定の福祉施設にかかわる「談合情報」に関連し質問。この工事契約議案に対する西澤議員の質問・町幹部の答弁部分および西澤議員の討論を「平成 21 年第 2 回甲良町議会臨時会会議録 平成 21 年 7 月 14 日（火曜日）」から、紹介します。なお全文を知りたい方は甲良町役場ホームページまたはこのホームページのトップ及びリンクからアクセスできます。

* * * * *

西澤議員 9 番 西澤です。

談合情報が寄せられて、その情報が実際の落札業者と一致したということ自体が非常に重い事実で、深い疑惑となっているというように私は思います。つまり、11 業者が指名をされていますので、その中から辞退と取り抜きがありますので、9 業者が入札に参加をしているわけで、だけでも前日に情報があるということは、11 業者のうちの 1 業者に特定をされるという点では非常に確率の高いものであります。そういう点では、その事実関係を何らかの形で知り得た者の情報というように理解するのが普通であります。そういうことから見ますと、幾つか質問事項を言いますので、お答え願いたいと思います。

1 つは、談合のあった日時、場所の特定がないことをもって談合がないと言えるのかということであります。つまり、過去に談合をされた形跡がある、ないしは、談合をしてきたように思うという発言も業者の中では幾つか聞くわけです。そういうことから見ますと、個々に本命業者がお願いするとか、電話あるいはメールの方法があり、何ら一堂に集まって決めるということ

する必要もない状況であります。そういうことから見たら、そのことが個々にされているかどうかを検証する必要があります。このことについて見解を求めたいと思います。

2つ目は、落札額の情報が無いことをもって談合がないと言えるのかということであります。個々に予定価格の何%で表示をしたり、本命業者への実際の入札額を業者間で知らせる必要のない方法がとられる、パーセンテージのやりとりですね。可能性があるわけです。

現に私は既にある事故で亡くなられた方の、これが談合の経過だということで資料をいただきました。積算内訳書、そして入札に参加をする業者、本命の業者がお配りをする、一般的には談合札と呼ばれているそうであります。会社名が書いてありまして、この下に、このとおり記入してくださいと書いてあります。工事名があります。工事業者、そして工事の内容、工事の場所、そして費用と工事の内訳が書いてあります。これが見積書です。その見積書の合計額、価格合計、工事価格AプラスB、そこに金額が書かれています。そして、その横に入札書記載価格に合致すること、こういうように書いています。その下に注1、積算内訳書の工事価格と入札書記載金額が一致しない場合や、積算内訳書の積算内容が適当でない場合は無効となります。つまり、入札を予測をした書類というように伺わせられます。こういう点から見ますと、こういうことを、これは県工事であったということで本人さんからいただきましたが、特定するまでに至りませんでした。実際にそういう談合札を配ったという方から情報をいただいています。

さらに、これはいろんな差しさわりがありますので写してまいりました。ここには理念というのが書かれています。そして、12の業者が実名で書かれてありまして、その総則に、1番は順番です。順番が明確に書かれています。2番目に総則であります。ローテーションをするまでは上記の金額の順番でいく。ただし、金額の少ないは言わない。そして、最後に、平成15年11月28日、全社合意に基づき作成したもの。秘密書類のため厳重に保管することという注意書きが書かれていました。これが非常にリアルさをもって談合の組織が順番時に落としていくというような申し合わせがされているんだろうというように思いますけども、このことが平成16年ですから、生きていくということではないというように思いますが、落札金額の情報が無いことをもってそういう談合と特定できないというのは合わないというように思いますが、見解を求めたい。これが2つ目です。

3つ目は、失格者がいることをもって競争原理が働いている証拠である。談合がなかったと本当に言えるのかということでもあります。最低制限価格が設定されるということは周知されているわけですから、つまり、最低制限

価格があって、それを切ったら無効ですよというのは入札者には、入札参加業者にはわかるわけですから、この範囲で微妙さ、コンマ00、万分の1の単位を切って微妙さを表現して、談合はなかったのように装うこともできるわけです。このことも行政は見抜いていく必要があるのではないのでしょうか。

もう一つは、高率でないので談合でないと言えるかどうかです。これも断定できないと思いますが、見解を求めたいと思うんです。新聞、テレビで報道されています談合の摘発事件、これは確かに90%台で、限りなく100%に近い落札で、一般的、素人的に見てもすぐわかって、批判の強いものであります。そこで80%台中ほど、落札する仕組みは十分考えられます。そして、その前後で最低制限価格で設定をすることができるのではないかと思うのであります。つまり、予算額と落札額との比率は、今回どれだけになっていたのかということでもあります。

もう一つ、最後は、今回の落札額と失格した額の比率を比べてみますと、岐建株式会社は83.01と少しばかり離れていますが、淀建設工業は85.01で、落札率の85.07と万分の1単位で並んでいます。これは何らかのルートで最低制限価格が誰かに伝わって、その価格の上下に微妙なラインで並べる、こういう話し合い、つまり談合をした可能性が高くなると見られるわけですが、この見解を求めたいと思います。

つまり、摘発されているような談合と同じように、官製、つまり行政のトップクラスがかかわらなければ成立しない仕組みにどれもなっているというように思います。ですから、寄せられた情報をみずからの襟を正すだけと違って、みずからがかかわりを持つことができないという点でも私は行政のトップクラスと副議長という関係で接触が全くないということ自体が、これそのものが不自然でありますので、この点、見解を求めたいと思います。

山田議長 山崎町長。

山崎町長 ただいまの西澤議員の質問については、町の幹部と議会の副議長とかがあたかも談合、官製談合があったかのような発言でありまして、すべての意見を撤回していただきたい。

山田議長 西澤議員、憶測、そして人の名誉にかかわることについての発議はご遠慮いただきたいと思います。

西澤議員 憶測ではありません。つまり、寄せられた談合情報が、特定の業者を指定をして、それと実際とが一致をした。ですから、そうではないということをお前は5点挙げて疑問点を出しました。冷静にそうではないということをお前さんに答えていただければいいんじゃないですか。冷静さを欠いた町長の、トップクラスの私は疑いがまた広がったのかなというように思いますので。

山田議長 ちょっと待ってください、西澤議員。挑発するような言動はやめ

てください。挑発していますよ、それは。挑発するような発言は撤回します。

山崎町長。

山崎町長 我々は、全協を通してまるで調査に値しない談合情報であるということを説明も申し上げました。談合の日時、談合の場所、談合をした業者の氏名、そして落札予定金額等ですべて、あるのは9者の、実質9者が指名した、その1者がたまたま落札業者と一致したというだけで、談合という決めつけの中での話、質問というのはおかしいと、そういうことです。

山田議長 西澤議員。

西澤議員 私が、いつ決めつけをしましたですか。談合情報が寄せられている事実関係があまりにも重いですから、5点の疑問について答えてほしいと言っているんです。再度、この5点についての、それであればそういう疑いがないということをそれぞれの日時、場所、そして価格の問題、そして面識の問題等、否定を根拠的に、冷静にしていただければ済むんじゃないですか。

野瀬主監の答弁を求めます。

山田議長 山崎町長。

山崎町長 我々は、こういう情報も、例えば通報者であります。通報者は、これは中日新聞、県警記者クラブから中日新聞を通して我々に情報をいただきました。その通報者に対する情報提供者は匿名であります。情報提供者が匿名である場合、談合に関する情報の信憑性等の判断基準というのが平成20年4月1日に出されておりますが、その中で、匿名である場合、対象、次の3点です。談合に関与した業者名が明らかであること、そして談合が行われた日時、場所および具体的な談合の方法が明らかであること、その他談合に参加した当事者以外に知り得ない情報があるということが書かれておまして、さらに県の談合の処理のマニュアルに合わせながら我々は調査に値しないということで入札執行を粛々として行ったわけでございますので、これ以上申し上げることはございません。

山田議長 今の質問の答えを、町長の答えに対しての質問ですか。

西澤議員。

西澤議員 5点、私が質問をしている点について精査をした内容を、調査するに値しないというだけなんではしょうか。つまり、県のマニュアルは最低限度のモラルを基準として示したものであります。そういう点でも、日時、場所、金額、それから落札金額がわからないというだけで調査に値しないというのは、私、合わないということを見解として言っていますので、その点についての町の意見を求めているわけです。

山田議長 山崎町長。

山崎町長 我々は、談合情報が寄せられたことの経緯を、その時点でも一定

の調査、そしてマニュアル等に基づきながら処理をしておりますので、その説明を申し上げました。ただ、談合ありきというような話の質問には答えられないということではありますが、数字的なものにつきましては主監の方から説明させます。

山田議長 総務主監。

野瀬総務主監 お答えします。

1点目の、談合の特定であります。町長が申し上げましたとおり、特定ができないという判断基準でございます。

それから、具体的内容をおっしゃいました2番の落札価格、それから4番の低率であるのか、高率であるのかという問題、それから5点目の内容であります。落札率という問題であります。落札率は後ほど申し上げますが、2番、4番については、行政といたしまして嚴重に注意を払って入札に臨んでおりますので、具体の西澤さんの内容については、行政としては知り得る情報ではありません。

それから、失格者の問題であります。入札書の内容であります。積算内訳書についても提出を求めておりますので、積算内訳書は自社の責任ある見積もりでありますし、それが入札書金額と一致をすることで入札をやっておりますので、そういう責任見積もりということで行政は判断しております。

それから、最低制限の率については、先ほど申し上げました5月1日の業者通知の、21年5月1日からの最低制限価格基準を明らかにしているところでありますので、それに基づいて執行しております。

以上です。

山田議長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

山田議長 ないようですから、これをもって質疑を終わります。

討論はありませんか。

【金澤議員の討論】 省略

西澤議員 9番 西澤です。

今現在、建設業だけではなくて、経済界の中で大変な不況であります。そういう中で、業者が倒産の憂き目に遭う。そして、仕事が欲しい。こういう状況であります。私は、建設業の発注の大前提として協同組合をつくらせるとか、そして、時間をかけて必要な福祉の事業、そういうのを多くの業者が参加をする方法でこの建設業を発注する。こういう方策もないままに、今回

突然あらわれた談合情報であり、そして、去年出てきた福祉空間の計画であります。

そういう点から、町民と議会と、十分に論議をする中で施設を建設する場合でも、地元の業者が気持ちよく仕事を分け合って仕事をする、工事をする。こういう方策と関連させてぜひしていただきたいというように思っています。そういうことをしないままなのが、今回談合情報として報道され、流されてきた1つの根拠になっているというように思うんです。

しかし、指名業者11業者のある中で、先ほども言いましたように、特定ができたこと自体、非常に重い事実として行政は受けとめて当たる必要があるというように私は思うんです。

次に、町側の言い分には、私は十分な精査をして、一つ一つ論拠をつくったのかといえ、そうではないというように思うんです。それは、業者が談合を否定した。つまり、集まった業者で談合していませんか。していますと言う業者はありませんよ。こういう点でも、誰が見てもおかしい検査をして、それで通過をしたから談合はないと断定できるということ自体が、私はおかしいと思います。

それから、談合の日時、場所の特定がないことについても近代的な連絡方法ができてる中で、また、談合のやり方はさまざまなやり方でできるわけです。そういうことも十分視野に置いてないのかどうかという点で行政は検査を、調査をし、そして大事な税金を使うわけですから、精査をする義務が、私はあるというように思います。

そういう点で、今回の情報についての町の対応は、まさに談合がないと断定しているじゃないですか。私は、談合があると断定しているわけではありません。寄せられた情報が非常に重いという受けとめ方をして、疑惑は晴れないというように言っているわけです。疑惑が完全に解消されたわけではないというふうに私は今の町長の答弁、そして野瀬主監の答弁を通じて、改めて思います。

そして最後に、談合が起きにくい民主的な入札のルールがぜひ必要だというように思うんですが、地方自治法の234条で契約の方法を定めています。そこに指名競争入札は、地方自治法の施行令167条で、2つの理由で特定をしています。つまり、この2つの理由以外は一般競争入札を前提していると理解できます。

そして、さらに、同じく167条の4では、誰でも参加できることだけではなくて、法によって一般競争入札については厳正に資格の枠が決められています。そして、粗悪な工事をした場合の処罰などを定めています。つまり、法による管理が行き渡るように一般競争入札は制度化されています。そうい

う点でも以前から私、言いましたように、地元の業者をはぐくむというのであれば、地元の業者が入札に参加できるという限定つき、条件つき、一般競争入札をして地元の業者が多く参加できるという方法をなぜとらなかったのか。しかも、地方ゼネコンと言われるところを入れて、町の業者は2業者であります。そういう点でも参加の枠を広げたとはとても理解ができないということを指摘しなければなりません。

そして、最後に、町民の常識と良識を代表する議会がこういう情報を受けて、つまり、ひやかしたとか、そして嫌がらせだというように一方的に見るのではなく、また、黒と断定してかかるわけではありません。しかし、大事な町民の税金をどのように有効に、公正に使うかというところで議会は審議をして、そして調査をする。こういう義務が議会議員が選ばれた付託から見れば課せられていると思います。そのことを、役割を果たす必要があることを指摘をして、今回の契約は疑惑が晴れたようには決して思えないことを表明をしまして、反対討論といたします。

【この後、宮寄議員が賛成討論】 省略